

申告の準備はお早めに

確定申告、市・県民税の申告時期が近づいてきました。今年も感染症の防止策を講じて申告会場を開設しますが、来場の際はみなさんにも感染予防に努めていただくとともに、資料作成など事前準備による滞在時間の短縮にご協力をお願いします。また、会場の混雑を避けるため、インターネットでの申告もご利用ください。

▼確定申告

確定申告が必要な人は次のとおりです。

【給与所得がある人】

- 次のいずれかに該当する人など
- ①給与収入が20万円を超える人
- ②給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ③2カ所以上から給与をもらい、主な給与以外の給与収入と給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
- ※②③が、20万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です。

【給与以外の所得がある人】

- 次に該当する人などで、令和6年1月1日～12月31日までの間の所得の合計額が各種所得控除の合計額よりも多かった人
- ①公的年金などの収入金額が400万円を超える人
- ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③外国の法令に基づく年金を受給している人

【年金所得のある人】

- 次のいずれかに該当する人など
- ①公的年金などの収入金額が400万円を超える人
- ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③外国の法令に基づく年金を受給している人

■還付申告

- 次の場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税の還付を受けられることがあります。
- ①年の途中で退職し、再就職していない場合
 - ②多額の医療費を支払った場合や災害・盗難などの損害を受けた場合
 - ③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合
 - ④年末調整後に配偶者の所得や扶養親族に変更があった場合
 - ⑤その他各種控除を適用する場合
- ※医療費控除を受けようとする場合は、医療費控除明細書を作成のうえ申告してください。医療費の領収証などは提出せず、個人で5年間保存してください。

▼市・県民税の申告

令和7年1月1日現在、本市に住所がある人、または住所はないが生活の拠点が本市にある人は市・県民税の申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ①確定申告をした人
 - ②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
 - ③収入が公的年金のみの人
- ※確定申告の必要がない人で、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されている控除以外の各種控除（扶養、社会保険料、生命保険料など）の適用を受けるときは、市・県民税の申告が必要です。

※令和6年1月1日～12月31日までの間に所得がなかった場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は、保険料の算定が不利となる場合がありますので、「所得額が0円」の申告を行ってください。

※令和6年中に市・県民税の申告書を出した人に対しては、確定申告をした場合などを除き、「令和7年度市民税・県民税申告書」を1月末ごろ郵送します。

確定申告の詳しい情報は国税庁ウェブサイトをご覧ください。



申告会場

■確定申告

とき 2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～17:00
(受付 8:30～16:00) ※土・日・祝日(振替休日)は除く

ところ 駅南庁舎(さざんか会館隣) 地階第5会議室

【休日申告】3月2日(日) 9:00～17:00

※確定申告会場への入場には、入場整理券(当日配布分(枚数に限り有)またはLINE予約)が必要です。

※確定申告会場では、原則としてご自身のスマートフォンを利用して確定申告書などを作成していただきます。

※マイナンバーカードの持参と併せて、利用者証明用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)のパスワードが必要ですので、あらかじめご準備ください。

■市・県民税の申告

とき 2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～17:00
(受付 8:30～16:00) ※土・日・祝日は除く

ところ 駅南庁舎 地階第4会議室

【休日申告】2月23日(日・祝)・3月2日(日) 9:00～17:00

※各総合支所地域の確定申告、市・県民税の申告の日程は、総合支所日より1月号または2月号でご確認ください。

※期間中は、鳥取税務署および市役所本庁舎での申告・相談は受け付けません。

問い合わせ先

- 【確定申告】鳥取税務署 0857-22-2141
- 【市・県民税の申告】本庁舎市民税課(21番窓口) 0857-30-8147
- 各総合支所市民福祉課(10※) 0857-20-3921

申告はパソコン・スマートフォンからが便利

自宅で完結!

確定申告

STEP 1

e-Taxに必要なものを準備

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォンなど
- ・マイナンバーカードのパスワード(2つ)
- ① 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ② 署名用電子証明書(英数字6～16文字)



STEP 2

「国税庁ホームページ」へアクセス

「確定申告」でウェブ検索してください。スマートフォンはQRコードからアクセスできます。



確定申告 検索

STEP 4

申告書を作成・送信

源泉徴収票や領収証など、収入や控除に関する書類をもとに、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成され、税務署に送信できます。

※ID・パスワード方式での送信や書面での提出もできます。



STEP 3

申告書の提出方法を選択

画面にしたがって進み、提出方法は「e-Tax(マイナンバーカード方式)」を選択してください。

市・県民税の申告

本市公式ウェブサイトの「住民税申告書作成・試算システム」で申告書を作成できます。申告書をプリントして、関係書類とともに各申告会場へ持参、または市民税課へ郵送してください。

※ファクシミリ、電子メールでは受け付けていません。

※令和7年度版住民税申告書作成・試算システムは1月下旬運用開始予定です。詳しくは市民税課へお問い合わせください。